

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ短期入所療養介護

(介護予防短期入所療養介護) 利用約款

(約款の目的)

第1条 京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、利用日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額55万円の範囲内で、利用者と同連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払わない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの対価として、別紙3又は別紙4の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務を負います。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日前後に所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則として口座引落としとします。但し、困難な場合には、別途協議するものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会（以下「当法人」という。）の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙5のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により診療が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

- 第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。他にも保険者（市町村）、国民健康保険団体連合会に申し出ることができます。

（賠償責任）

- 第13条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

- 第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅのご案内
(令和3年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ
- ・開設年月日 平成11年10月1日
- ・所在地 京都府京丹後市弥栄町溝谷5422-1
- ・電話番号 0772-65-2200
- ・ファックス番号 0772-65-4641
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2653380010号)

(2) 介護老人保健施設の理念と役割、運営方針

『介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者に対し、施設サービス計画にもとづいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設』と介護保険法第8条に定義されています。

また、『介護老人保健施設は利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域の人々・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。』を理念として、主として『1. 包括的ケアサービス施設』『2. リハビリテーション施設』『3. 在宅復帰施設』『4. 在宅生活支援施設』『5. 地域に根ざした施設』といった五つの役割を担っています。

当施設では以上の理念と役割に沿って、以下のとおり理念と運営方針を定めていますので、ご理解の上でご利用ください。

〔京丹後市やさか老人保健施設の理念〕

ふれあいの心で 暮らしのサポート支援 じゅうじつの時の提供

私達はこの地域の中で利用者と生活を共にして、ふれあいの心を大切にするケアに取り組み、豊かな暮らしを支援し、充実したひと時を提供することに努めます。

〔京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅの運営方針〕

- ① 短期入所療養介護は、短期入所療養介護計画（以下「短期入所計画」という。）に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他の日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 介護予防短期入所療養介護は、介護予防短期入所療養介護計画（以下「介護予防短期入所計画」という。）に基づいて、利用者の心身機能の改善を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出すための支援に努めます。
- ③ 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合以外は、利用者に対し身体拘束を行いません。

- ④ 当施設では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者その他の保健医療福祉サービス提供者並びに関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において、総合的サービス提供を受けることができるように努めます。
- ⑤ 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、常に入所者の立場に立って、サービスの提供に努めます。
- ⑥ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解が得られるよう指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するように努めます。

(3) 施設の職員体制 (令和3年4月1日現在)

	常 勤	非常勤	備考
・医 師	1人		管理者、施設長が兼務、通所リハビリテーションと兼務
・看護職員	9人	0人	
・薬剤師		1人	
・介護職員	26人	8人	
・支援相談員	4人		介護支援専門員を兼務
・理学療法士	2人		通所リハビリテーションと兼務
・作業療法士	2人		通所リハビリテーションと兼務
・言語聴覚士	1人		通所リハビリテーションと兼務
・管理栄養士	1人		通所リハビリテーションと兼務
・介護支援専門員	4人		支援相談員を兼務
・事務職員	5人		通所リハビリテーションと兼務
・清掃職員		5人	通所リハビリテーションと兼務

- (4) 入所定員等 ・定員100名 (うち認知症専門棟 40名)
 ・療養室 個室 12室、4人室 22室

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) サービス計画の立案
- ② 食事 (食事は原則として食堂でお召し上がりいただきます。)
 - 朝食 8時00分～
 - 昼食 12時00分～
 - 夕食 18時00分～
- ③ 入浴 (入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います。)
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力を得て、利用者の状態が急変した場合等は、速やかな対応をお願いしています。

・協力医療機関

- ・名称 京丹後市立弥栄病院
- ・住所 京都府京丹後市弥栄町溝谷3452番地の1

・協力歯科医療機関

- ・名称 森岡歯科医院 歯科医 森岡 信明
- ・住所 京都府京丹後市弥栄町溝谷5444番地
- ・名称 行待歯科医院 歯科医 行待 康夫
- ・住所 京都府京丹後市弥栄町溝谷3312番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としており、その実施には食事内容の管理が欠かせないため、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会 8時30分～20時00分迄
- ・外出 規程内で行えます。
- ・飲酒・喫煙 原則として飲酒・喫煙はできません。
- ・設備・備品の利用 ご相談させていただきます。
- ・所持品・備品等の持ち込み ご相談させていただきますが、高額品についてはお断りします。
- ・電気器具の持ち込み 個人の管理及び同室者に迷惑をかけない範囲で使用できます。
- ・金銭・貴重品の管理 原則として施設でさせていただきますが、高金額、高額品はお断りします。
- ・外出時等の施設外での受診 原則として出来ませんが、緊急時は施設にご連絡ください。
- ・宗教活動 原則として出来ません。
- ・ペットの持ち込み 出来ません。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火用散水栓等
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。又、他の保険者（市町村）、国民健康保険団体連合会にも窓口があります。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）のご利用について （令和3年4月1日現在）

1. 介護保険証、介護保険負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあたっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、利用者の生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためサービスの提供を行います。ご利用中においては、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行います。このサービスを提供するにあたっては、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れた上で、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画を作成し、その計画内容については同意をいただきます。

3. 利用料金

（1）基本料金

別紙3及び別紙4をご参照ください。

※在宅復帰率及びベッド回転率等の要件により、別紙3又は別紙4のいずれかの料金表を適用します。別紙3の請求書は白色、別紙4の請求書は桃色の用紙となります。次月の料金表適用について変更がある場合は、領収書と一緒にお知らせ文書を送付いたします。お知らせ文書におきましても、別紙3適用時は白色、別紙4適用時は桃色の用紙となります。

（3）支払い方法

- ・毎月10日前後に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、原則、口座引落にてお願いします。

取扱銀行

京都銀行、京都北都信用金庫、京都農業協同組合

お引落日

毎月20日

- ※お引落日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります
- ・口座引落が困難な場合には、別途協議させていただきます。

<別紙5>

個人情報の利用目的
(令和3年4月1日現在)

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を下記のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

付記

1. 上記、利用目的に関する項のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等することが可能です。

別 紙

要望または苦情処理について
(令和3年4月1日現在)

当施設に関する利用者及びご家族からの相談・苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、下記担当者を置き、事実関係の調査を実施し、利用者及びご家族へ説明いたします。

【当施設における苦情の受付】

○相談・苦情受付窓口

事務長	井上充弘
課長	小崎辰也
課長補佐	松田裕文
課長補佐	田中ちづる
主任兼支援相談員兼介護支援専門員	沖野圭一
支援相談員兼介護支援専門員	藤村由佳子 松見 恵
介護員兼支援相談員	川口明子
居宅介護支援事業所管理者	藤原幹裕
居宅介護支援専門員	城下直子

○苦情解決責任者

施設長 時田 威

○受付日及び受付時間

月曜日～金曜日（年末年始及び祝日を除く）8：30～17：15

○受付方法

TEL 0772-65-2200 FAX 0772-65-4641

また、ご意見箱をふくじゅ玄関、2階エレベーター前、3階エレベーター前に設置しております。

【第三者委員】

第三者委員とは、サービス利用者と事業所の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。希望される場合は、第三者委員を交えてお話し合いもできます。

・社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会 第三者委員 中江義昭 山下徹

TEL 0772-65-2100 FAX 0772-65-3294

【外部機関】

当施設以外に、お住まいの市町村及び京都府国民健康保険団体連合等の窓口にご相談・苦情を申し出ることができます。

・京丹後市健康長寿福祉部長寿福祉課 介護保険係

TEL 0772-69-0330 FAX 0772-62-1156

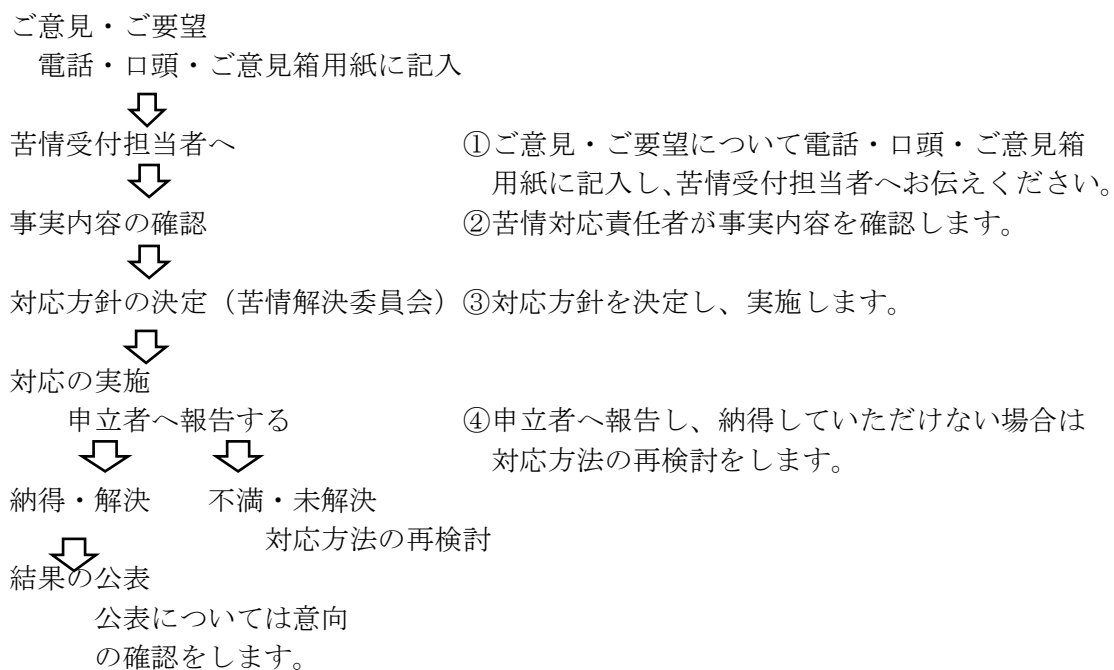
・京都府国民健康保険団体連合会介護保険課 介護相談係

TEL 075-354-9090 FAX 075-354-9055

・京都府福祉サービス運営適正化委員会

TEL 075-252-2152 FAX 075-212-2450

[苦情対応の流れ]



京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を利用するにあたり、京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。特に約款8条（秘密保持）の介護保険サービス利用・向上等の為の情報提供については、趣旨を理解して同意します。

令和 年 月 日

約款説明者	印
-------	---

<利用者>

住 所

氏 名

印

代 筆 者

(続柄)

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ

施設長 時田 威 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条3項の緊急時及び第11号3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

代筆を必要とした場合についてご記入ください。

- 本人からの希望によるもの
- 本人の判断能力の低下が著しいため
- 本人の視覚障害があるため
- 本人の身体的理由によるもの
- その他 ()

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅのサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

令和 年 月 日

説明者

印

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ
施設長 時田 威 殿

< 利用者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

代筆者

(続柄)

< 利用者の身元引受人 >

住 所

電話番号

氏 名

印

介護老人保健施設のサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）を利用するにあたり、京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ利用約款に基づき、利用料金表に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを誓約します。

記

1. 京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅの諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅに対し一切迷惑をかけません。

以上

代筆を必要とした場合についてご記入ください。

- 本人からの希望によるもの
- 本人の判断能力の低下が著しいため
- 本人の視覚障害があるため
- 本人の身体的理由によるもの
- その他 ()